

栃木地方最低賃金審議会より、栃木県特定最低賃金の改正について答申



杉田会長（左）から奥村労働局長（右）へ答申文を交付

令和5年10月30日（月）栃木労働局において、令和5年度第5回栃木地方最低賃金審議会が開催され、栃木地方最低賃金審議会会長（杉田 明子）より、栃木労働局長（奥村 英輝）に対し、栃木県特定最低賃金の改正決定についての答申がなされました。今後、異議申し立て等の手続きを経て栃木県特定最低賃金が改正決定され、令和5年12月31日より発効する見込みです。答申内容は下記のとおりです。

労働基準部賃金室

## 栃木県特定最低賃金の改正決定に関する答申内容一覧

【発効予定日 令和5年12月31日】

栃木県特定最低賃金（件名）	改正前 時間額	改正後 時間額	引上げ額	引上げ率
栃木県塗料製造業最低賃金	1,023 円	1,061 円	38 円	3.71%
栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	970 円	1,007 円	37 円	3.81%
栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	971 円	1,008 円	37 円	3.81%
栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金	978 円	1,016 円	38 円	3.89%
栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金	971 円	1,008 円	37 円	3.81%
栃木県各種商品小売業最低賃金	令和5年度改正はありません。 令和5年10月1日以降、栃木県最低賃金（時間額 954 円）が適用されています。			